

令和3年

議会運営委員会会議録

とき 令和3年9月15日

品川区議会

令和3年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和3年9月15日(水) 午前10時30分～午前11時24分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 高橋 伸明 君 委員 渡辺 裕一 君
委員 芹澤 裕次郎 君 委員 湯澤 一貴 君
委員 たけうち 忍 君 委員 あくつ 広王 君
委員 大沢 真一 君 委員 せお 麻里 君
委員 中塚 亮 君 委員 安藤 たい作 君
委員 須貝 行宏 君

その他の出席議員 議長 本多 健信 君 副議長 塚本 よしひろ 君

事務局職員 工藤区議会事務局長 寺嶋 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

して、審査事項の付託。3番目、名簿により委員の選任。4番目として、本会議を休憩いたしまして、決算特別委員会を開催し、正副委員長互選を行います。最後に⑤、本会議を再開いたしまして、議長より互選結果報告の流れとなります。

正副互選の詳細な進行につきましては、後ほど、予定表2の(2)で改めて説明をさせていただきます。

日程の続きとなりまして、日程第19、請願・陳情の付託でございます。期日までに提出されました請願が5件、陳情が5件となっております。付託先につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

資料No.4の次にある参考資料をご覧ください。今回付託予定の陳情の1件でございますが、本文中に個人を特定でき得る情報が含まれるため、傍聴者用の閲覧資料につきましては、提出者の氏名、住所等に加え、本文中のマスキング部分を黒塗りとするため、ご質疑の際、ご留意願います。なお、委員会配付分につきましては、該当部分を黒塗りしていることが分かるように、見え消しとする取扱いにいたします。

資料No.3に戻りまして、日程は以上となります。

終了予定時刻は、午後3時10分を見込んでいます。

なお、昼休憩中に委員長会が開催されるため、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、予定表(2)陳情の参考送付についてでございますが、6件ございまして、資料No.5から資料No.10までになります。

初めに資料No.5、陳情第41号、資料No.6、陳情第42号、資料No.7、陳情第43号でございますが、こちらにつきましては、郵送で提出された陳情で、かつ意見書等を求める陳情に該当しており、資料No.5、資料No.6は厚生委員会に、資料No.7は総務委員会に参考送付となります。

続きまして、資料No.8、陳情第44号、資料No.9、陳情第45号、資料No.10、陳情第48号はいずれも意見書等を求める陳情に該当するため、資料No.8、資料No.10は総務委員会へ、資料No.9は区民委員会に参考送付となります。

以上が予定表1の説明でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。ただいまの説明にご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

委員会への参考送付の件について、1件だけ意見を述べさせていただきたいと思っております。

資料No.10の意見書採択を求める陳情でございますが、今の申し合せ確認事項では参考送付という規定にはなっておりますけれども、少なくとも品川区民が、しかも区議会事務局の窓口へ直接届ける場合には、意見書の提出を求める陳情も委員会への参考送付ではなく付託とするように変更してもよいというふうに思っております。

今後の取り計らいについては正副にお任せいたしますけれども、意見だけ述べさせていただきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

意見でいいですね。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

では、ないようですので、それぞれ説明のあったとおり取り扱うことといたします。

以上で本件を終了いたします。

2 決算特別委員会について

- (1) 決算特別委員会の設置について
- (2) 正副委員長の互選について
- (3) 総括質疑および意見表明の氏名報告について
- (4) 意見表明の原稿提出（区議会だより用）について
- (5) その他

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、決算特別委員会についてを議題に供します。

(1)の決算特別委員会の設置についてから(5)のその他までを一括して局長に説明願います。

○工藤区議会事務局長

それでは、こちらにつきましても、順番にご説明をさせていただきます。

初めに(1)の決算特別委員会の設置につきましては、資料No.1 1をご覧くださいと思います。決算特別委員会の設置に関する動議でございます。動議案ですが、提出者は議会運営委員会の委員とすることを通例としておりますので、提出者のところに氏名を記載してございます。ご確認くださいと思います。

次に記書きの3、審査事項につきましては、令和2年度の各会計歳入歳出決算でございます。その次の4の組織のところでございますけれども、委員は議長と監査委員2名を除いた35名とし、委員長1名および副委員長2名を置きます。委員の名簿は次の資料No.1 2となりますので、内容のご確認をお願いいたします。

次に(2)の正副委員長の互選についてですけれども、予定表にもありますように、9月17日金曜日、本会議休憩中に6階第1委員会室で行います。まず初めに委員会条例第8条第2項により、須貝議員に臨時委員長をお願いするものでございます。臨時委員長によりまして、開会の後、委員長を指名推選いただきまして、就任されました委員長が挨拶し、その後委員長が副委員長2名を指名推選。副委員長2名がそれぞれ挨拶をし、その後委員長が理事を指名。各理事が挨拶をし、閉会となります。その後、直ちに本会議を再開するという流れになりますので、ご確認願います。

次に(3)の総括質疑および意見表明の氏名報告についてですが、予定表にありますように、10月5日火曜日までをお願いいたします。

(4)の意見表明の原稿提出（区議会だより用）についてですが、資料No.1 3をご覧くださいと思います。この資料にある様式で10月20日水曜日までに提出をお願いいたします。提出に当たっては、資料に記載のメールアドレス宛てに、意見表明本文についてまとめていただき、送っていただければと思います。

続きまして、予定表(5)その他につきましては、次の資料にある新型コロナウイルス対応についてと題して参考資料をご覧ください。こちらは、理事候補者会で確認されました決算特別委員会での新型コロナウイルス対応についてであります。

内容といたしまして、ポイントを絞り説明しますと、中ほど(5)にある委員会室の入退室でございますが、委員会室の人の密度を下げる対応といたしまして、質疑中、必要に応じて適宜退室し、控室で審査の模様を聞くことを可といたします。ただし、定足数を下回らないよう留意する必要がございます、

開会時冒頭の理事者の説明まで、あるいは議案の採決時につきましては委員会室に在室していただくというような内容でございます。

それから、(7)の出席理事者の限定というところで、理事者側も委員会室の中に入ります人の密を下げするために、これも予算特別委員会からの引き続きになりますが、第1委員会室および第2委員会室ともにその日の審査内容に応じて入室する者を限定いたします。このため、特に款別、決算特別委員会2日目からになりますけれども、その日の審査項目から外れるようなもの、款をまたぐような質問への答弁者がおりませんので、改めて款別審査の決定にご留意いただくということでございます。

それから、業務繁忙の保健所への配慮というところになりますけれども、下線の部分になります、具体的には歳入および衛生費で保健所等の質問を先行して行うなど、本年の予算特別委員会と同様の対応になります。

また、資料の裏面にある(8)につきましては、感染症対策で、普段より換気を多く行いますので、冷房の効きが悪くなる可能性があるため、上着着用の一部免除の実施が確認されたところです。コロナ対応というところで、各会派内での周知をお願いいたします。

○石田（秀）委員長

局長の説明が終わりましたが、引き続き議長から発言を求められておりますので、議長よろしく願います。

○本多議長

局長の説明にもありましたが、9月2日の理事候補者会で、議会運営委員会でも報告したほうがよいと思われる意見が出ましたので、その対応と併せて申し上げます。

1点目がコロナ感染、濃厚接触者を含めてですが、それによって当日急遽休むことになった場合の質問者の変更についてです。欠席に伴う質問者の変更につきましては、原則行ってきておりませんので、従前どおりの対応としたいと考えております。

2点目が、複数の所管が関わる事業に対する当日の款を超えた質疑ができないかについてです。局長の説明のとおり、今回の決算特別委員会も質疑に応じて理事者の委員会室への入室を限定しております。質疑に当たっては、その点も踏まえ、これまでどおり款別審査を遵守していただくことを基本としたいと考えております。

○石田（秀）委員長

それでは、先ほどの局長、また今の議長の説明に対しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

議長のご発言の前半の部分なのですが、コロナの陽性者または濃厚接触者になった場合は、当日であっても同じ会派内で調整ができるように、つまり質問者の変更ができるようにすべきだと私は思います。

議長から現状のままというお話がありましたが、他の会派の皆さんのご意見も伺えたらと思います。

コロナ陽性も濃厚接触も、日頃いろいろ皆さん気をつけていますけれども、ここまで感染が広がってくると、区議会の中でも十分考えられるわけで、その際質問の時間や質問する権利を最大限保証するためにも、こういう場合の質問者の変更は認めるべきだと思いますが、皆様はいかがでしょうか。

○安藤委員

議会の役割というのは質問したり質疑することですので、そういう本人の責任ではない状況で欠席せ

ざるを得なくなった場合は、できる限りそういう質疑の場、機会を保証するというのは私も必要かなというふうな考えです。

それと併せて、議長の後段のほうの款別の話なのですが、もちろん感染症対策をしっかり気をつけて行うということも物すごく大事なことであるという認識ではありますが、その中でも、質疑によっては、款をまたがないとできない質疑は実際にこの間何度かありましたので、例えば、第2委員会室に控室があるわけですから、事前に質問者が「この質問はどうしても違う款の課長がいなくては質疑にならないな」という場合は、事前に所管の理事者にお声をかけて、その課長が都合がよければ第2委員会室のほうに控えていただくとか、そういったことも工夫によっては可能になるのではないかと思うので、感染症対策とそういうある程度の質疑の充実といいますか。そういったことは、私は両立可能だと思うので、そこら辺の工夫というのは、それはできるようにしていただきたいと思うのですが、それも併せて述べさせていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

取りあえず意見を聞きます。

○大沢委員

今、共産党から2つともご意見頂きましたけれども、解決しなければいけない課題もあろうかと思えますので、9月2日に理事者候補者会が開催されて、そして正副議長でお話をされて、議長から発言があったということに対しては、それは重く受け止めて、議長の発言どおりに決算特別委員会は進行させていただきたいと思っております。

○渡辺委員

自民党としても、今の大沢委員と同趣旨です。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○あくつ委員

今の議長のお考えのとおりで結構だと思います。なぜならば、先ほどご発言にあったように、まず前段の部分で、コロナにかかるのは自分の責任ではないと。そのとおりだと思いますが、今まで従前も、例えば風邪をひいて高熱が出ている。その日に何かもらい事故でけがをしてしまった。こういう場合においても、今まで変更というのは認められていなかったのです。

コロナだけ変更するというのは、まだまだそういう議論もしていませんので、この段階において、なぜコロナだけ特別扱いをするのか。今まで、私は幸運なことにこの10年間一度も公務を欠席したことはありませんが、多分不慮のこととか病気はあると思うのですが、そういうことはこれからは議論をするのであればじっくりと議論をすべきであって、今回の件に関しては整合性の面からも、議長のおっしゃるとおりだと思います。

○須貝委員

私も確かにお一人お一人の質問時間、質問の大切さ、重要さはよく分かります。ただ、冠婚葬祭や今ありましたけれども、けがとかほかの病気、不慮の事故とか様々なことがあると思います。でも今までそれを慣例としてやってきて今日まで来たということと、まだこの場で十分な議論をこれからするならば、私はそれも1つ重要なことだと思いますけれども、今回に関して理事候補者会で決まったこと。また、議長が今お話ししたことは、このまま粛々と私は進めるべきだと思います。

あと、款別外の質問に関しては、もし、可能ならば、ただ、参考資料にもこういうふうに表示されてい

ますので、今回に関しては難しいのかなと思いますけれども、次回に関しては、この議会運営委員会の場でしっかりと議論して、款別外、関連の質問ができるようならば、そういうことも対応できるような状況を皆さんで話し合っ、いい方向に持っていったらいいなというふうに思います。

今回はこのままでいかれたほうがいいのかというふうに思います。

○石田（秀）委員長

ほかにご意見ありますか。

それでは、局長の説明で確認しなければいけないこともあるのだけれども、今皆さんからお話があった、議長からの先ほどのお話を先に確認したいと思っております。今皆さんから伺った感じでは、議長の先ほどの説明のとおりという形でいこうというご意見のほうが多かったと思っておりますが、そのような取扱いでいくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、さよう決定させていただきますので、皆さんよろしくお願いたします。

次に、局長の説明の方を1つずつ確認させていただきたいと思っております。

まず、決算特別委員会の設置についてですが、議会運営委員会のメンバーを提出者として動議を出すということにご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に正副委員長の互選につきましても、先ほどの局長の説明のとおりということで、本件につきましても、ご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、さよう決定いたします。

なお、総括質疑および意見表明の氏名報告、併せて意見表明の原稿の提出期限につきましては、予定表に記載のとおりでございますので、各会派で周知のほど、よろしくお願いたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、9月2日の理事候補者会の中で確認された内容となります。決算特別委員会の開催にあたり、各会派において改めてご確認いただくよう、こちらもよろしくお願いたします。

以上で本件を終了いたします。

3 令和3年第4回定例会について

- (1) 日程について
- (2) 一般質問の順序について
- (3) 質問者の氏名報告について

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、令和3年第4回定例会についてを議題に供します。

(1)の日程についてから(3)の質問者の氏名報告についてまでの3件を、一括して局長より説明願います。

○工藤区議会事務局長

それでは、一括して順にご説明をさせていただきます。

まず最初に(1)日程につきましては、資料No.1 4をご覧くださいと思います。こちらに記載されている内容を改めて口頭でもお話をさせていただきます。

第4回定例会につきましては、会期を15日間といたしまして、本会議の日程でございますが、11月25日木曜日午後1時。26日金曜日午前10時。最終日が12月9日木曜日午後1時開催予定でございます。

常任委員会につきましては、11月29日月曜日および11月30日火曜日、それぞれ午前10時開催予定です。議会運営委員会につきましては、11月24日水曜日、12月8日水曜日、それぞれ10時30分開催予定です。特別委員会についてですが、行財政改革特別委員会については、12月2日木曜日午前10時。災害・環境対策特別委員会については、12月3日木曜日午前10時ということで開催予定でございます。それぞれご確認いただければと思います。

続きまして、(2)一般質問の順序については、予定表に記載のとおりでございます。大会派順に頭順送り、第4回定例会は自民からということでございます。12名の方の質問を予定してございます。予定表ですが、1日目、初日は11月25日木曜日午後1時開議でございます。1番目自民、2番目公明。休憩を挟みまして、3番目自・無、4番目共産、5番目無所属ということで、初日は5名の方で時間はそれぞれ20分でございます。

2日目、11月26日金曜日午前10時からで、6番目公明、7番目自民、8番目ネット。昼の休憩を挟みまして、9番目しな無、10番目自民。休憩をはさみまして11番目共産。12番目品改。時間はそれぞれ20分ということになっています。

続きまして、(3)質問者の氏名報告についてですが、予定表にございますように、10月5日火曜日午後5時までに質問者の氏名を事務局へ報告いただければと思います。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件について、ご質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、第4回定例会の一般質問者の氏名につきましては、10月5日火曜までに事務局へご報告お願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

4 令和4年度予算（議会費）について

○石田（秀）委員長

次に、予定表4、令和4年度予算（議会費）についてを議題に供します。

本件につきましては、8月23日の議会運営委員会において、取りまとめを議長一任とさせていただいたものであります。

議長よりご発言よろしくをお願いいたします。

○本多議長

皆様方から、各会派からご意見を頂きまして、選ばせていただきました。自民党の1番、政務活動費にかかわる第三者機関設置に関する経費。自民党の3番、議場や委員会室で各自の端末からネットアク

セス可能なしながわフリーWi-Fiの議会棟への工事費。公明党の1番、視覚・聴覚障がい者が利用しやすい区議会ホームページの整備等の①②。2番、控室の応接セットの更新ということで、選ばせていただきました。

よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。ただいまの説明にご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

○せお委員

すみません。大きく2つお聞きしたいのですが、1点目が先ほど自民党からの議場や委員会室で各自の端末からネットアクセス可能なしながわフリーWi-Fiということで、この議場や委員会室でということに、議会図書室は入っているのかをお聞きしたいのですが、まずはそちらをお願いします。

○工藤区議会事務局長

しながわフリーWi-Fiによるインターネット環境の整備でございますが、今この議会棟にも電波が来ておりますけれども、電波状況がなかなかよろしくないというところで、少し強い電波というところで考えているところでございます。

そういたしますと、それぞれの部屋にWi-Fiをつけるというイメージではなくて、議会棟全体を包み込むような形、少し強めの電波が出るような工事というところでご理解いただければというふうに思っております。特段図書室専用で何かをつけるというところではございませんが、そちらのほうの電波が改善されれば、図書室のほうでも電波状況はよくなるというふうに見込んでいるところでございます。

○せお委員

ありがとうございます。図書室でWi-Fiが使えないのはいかがなものかと思うので、ぜひ整備のほうをお願いしたいと思っております。

あと、私どもから提案させていただきました1番と2番に関してなのですが、感染症対策として議会で徹底されているのかなのですが、本会議場の換気というのは、一度経理課のほうからもお聞きしましたが、庁舎全体ができていうお話だったのですが、本会議場に限って言いますと、本会議が行われ全員集まった状態で、換気は二酸化炭素濃度を測るのが一番目に見えるというか、そこが大切だと思うのですが、全員が集まった状況での換気がなされているかという二酸化炭素濃度を測っているのかということをお聞きしたいのですが。

○工藤区議会事務局長

コロナ対策というところで、議場の換気能力が今どれぐらいかということのご質問だというふうに思っております。

私どものほうでも、この要望事項が出てまいったところで、経理課のほうに再び確認をさせていただいたところでございます。結論から言いますと、CO₂の濃度は適正に保たれているという回答を頂いております。

それともう一つ、数値的な資料も頂いてございまして、議場内の人数を傍聴者含めて120名、全員入ったとする仮定の理論値でございますけれども、こちらのほうが1時間に換気能力というのが9,000m³ということなのです。そしてこれを120人で割りますと、1時間に1人当たり75m³

という数値が出ています。そして、1人当たり、1時間当たり75m³というのは経理課からのお話によりますと、一般に居室の換気の基本と言われているのが1時間当たり30m³ということでございますので、2倍以上の換気をされているという回答でございます。そういった意味では適切な換気が行われているというふうに私どもは考えているところでございます。

○せお委員

ありがとうございます。たびたびすみません。そこで、換気もされているということなのですが、換気もそうなのですが、湿度も冬になってくると大切だと思うのですが、湿度も保たれないと思うのです。40%から70%と言われていると思うのですが、そこで加湿がもしできないのであれば、水分補給はできるようにしたいと思うのですが、品川区議会会議規則には、本会議場で水分補給してはいけないとか、していいとかいけないとかいう明記はないようなのですが、水分は取っていいということなのですか。そこら辺をお願いします。

○本多議長

頂いた要望、本当に熟慮しまして、本当に考えまして、基本的に議場の中で水分取るというのは、原則駄目なので、これは本当によく考えましたが、従来どおりということで考えました。

○せお委員

すみません。駄目というのは、規則にあるのでしょうか。

○本多議長

必要に応じて、退出自体がいい悪いはもちろんありますけれども、私は必要に応じて取っていただくという判断をいたしました。したがって、議場に持ち込むということは可とはしなかったという、そういう判断を私はしました。

○せお委員

長くなってしまい、すみません。では、細かいところを言いますけれども、本会議場で時々2時間ぐらいつと出られないときがあるのです。発言者には水が置いてありますけれども、座っているほうとしては飲めないで、細かいことを言うと、気道の部分の粘膜とか繊毛のところとかが乾いてくると、感染しやすくなるわけですね。だから水分補給も湿度を保つことも、すごく大切なことです。

繊毛とかが乾くのは20分だと言われているのです。私は通常二、三十分おきに1回ぐらい水分補給しているのですが、もうそれができなくて、私苦痛でしょうがないのです。そこもすごく。これだけではなくて、感染症対策はいっぱいあるので、全て徹底していくことが大切だとは思いますが、本会議場にだけに限って水分が取れないというのは、私は納得がいかないです。規則にもないですし、スポ根みたいに部活で水分が取れないみたいなそういう話だったら、やめていただきたいと思っているのですが、ご意見をお願いします。

○中塚委員

今の本会議場の水分補給のご意見伺いましたけれども、そのとおりだと私は思います。

個々の体調や体質、その辺様々あるとは思いますが、議事進行の妨げにはなりませんから、必要に応じて本会議場で水分補給を行うことは私は認めるべきだと思うし、それは特に何かに明記するというよりも、水分の補給ですから、コロナだけに関わらず、それぞれ必要なものは各自で対応していただいて、議事進行の妨げにはならないと思いますので、水分補給は各自が適切に行っていくということでよいと思います。

それと、話が戻ってしまうのですが、議会棟のしながわフリーWi-Fiは、どういうことを想定さ

れているのか教えていただけたらと思って、1つ質問したいのですけれども、各自の端末とありますが、これは区議会議員限定なのか、傍聴者や議会棟を利用する区民の方も、フリーWi-Fiなので、多分接続できるのかなとは思っているのですが、対象だけ確認させていただけたらと思います。

○工藤区議会事務局長

しながわフリーWi-Fiに関するお問合せですけれども、対象につきましては、フリーWi-Fiということでございますので、傍聴に来られる方も含んでいるものでございます。

○渡辺委員

せお委員の発言の話なのですが、私も議長の考えを踏まえて、あるいは議会運営委員会の石田秀男委員長とも、この件を検討するときに、基本的には前向きな捉え方だと思っています。

というのは、今誤解なくご説明すると、打合せの段階でも、私たちの考え方として一致したのは、これは議会費への要望だったので、予算には関わらないよねと。否定する話ではないと思っています。これはあくまでも予算の範囲では取り上げづらいよねと。であれば、話せる場は幾らでもあるかなと。議会運営委員会、あるいは、議会改革推進会議等その辺の運営のところを議論するところがあるので、今まで出なかつただけで、こうやって提案があれば、これはそういう場で議論していけるのではないかというふうに捉えているので、決して否定する話ではないかなという解釈です。

この範疇だと予算ということになってしまうので、そういう捉え方をしています。

○せお委員

前回、少し簡単にご説明させていただいたのですけれども、この議会費を使うということなので、私は今までの経緯が分からなかったのも、もし何かの理由で、例えば機械が壊れてしまうからとかそういう理由があって持ち込めないのであれば、例えば本会議場のすぐ外に給水機などを設置していただくというのがありますという意味で、議会費として要望させていただいたところです。

なので、もちろん水分を本会議場に持ち込めるのであれば、それで全然、それぞれが持ち込んでいただければと思うので、そこは早急をお願いしたいところではあります。

○あくつ委員

また別の場でやっていただくのがいいのかなと。私、国会議員の秘書をやっているときは、やはり持込みは駄目だった。理由は別にスポ根ではなくて、様々な理由があって駄目だった。今はマフラーしてきては駄目ですよとか、ネクタイは着用とか、バッジの着用とかルールがありますので、その上で各自が水筒を持ってきていいのですか。コーヒーを持ってきていいのですか。秩序の問題で一応決まっていたのです。理由は必ずあるはずですよ。

だからそれは議長のほうで、私の私見ですけれども、もう1回各議会でどういう取扱いをしているのか。国会では色のついた飲み物は駄目でした。だから水だけということでした。あと、薬か何かを飲むために必要であれば仕方がないという理由で持込みは可能でした。

だから何かそういうような多分各議会でいろいろなルールがあると思うので、各自がいろいろなものを持ち込んでいたら、それはちょっといかがなものかという議論もまた出てくると思うので、それはまた別の場で議長に私にご検討と調査をお願いしたいなと個人的には思います。

○石田（秀）委員長

今様々なご意見が出ましたけれども、今お話を聞いていて、これまでの経緯もありますし、予算・決算特別委員会のときの水の話もありますが、これは議会運営委員会の場なのか、議会改革推進会議の場なのか。これは予算の話と、その予算は予算の話で給水機を置くのか置かないのかという話。これは先

ほどもお話があったように、外で水を飲んで来てくださいという話もありました。

では、給水機を置くのかという話になるのだけれども、それが予算要望という、先ほどのせお委員の話だったのですが、では水を持ち込むかという話になると、個々のものについては、それは正副議長、または正副委員長で、議長からどういうお話があるか。正副からどういうお話があるか分からないけれども、今のお話を伺っている中では、議会改革推進会議なのか議会運営委員会なのか別として、ご指示があってからそういう議論を別にしていくという形はそれはそれでいいと思うのです。

私の立場としては、正副議長、特に今回のことは議長に一任をしているし、正副議長で今のお話も分かっているわけですから、それを受けていただいて、我々正副委員長にご指示があって、そういう形の中で議論をしていくというほうがいいのではないかなと私は聞いていてそう思ったのですが。

○大沢委員

委員長のお話は十分分かりましたし、水に特化されたような話になってしまいましたけれども、いかに水分というか湿度を保っていくかということが重要なことですので、それはペットボトルの水であったり、外の給水機であったり、加湿器だったりということの話のことだと私も考えております。この件におきましては、今皆さんからのお話聞いたので、私たちの会派のせお議員も、そのところは矛を収めていいかと思っておりますので、会議の時間ももう45分になっておりますので、この件に関しては、私のほうからは提案をしておいてあれですけれども、十分理解できましたので、この話はこれで打ち切っていただいて結構だと思います。そこは委員長にお願いさせていただきたい。

○須貝委員

1点だけ。確かに一人一人個人の体の体調または健康管理の面で私は必要なことだとは思いますが、では議場にペットボトルがば一つと並んだ場合、あとはコップがこうやって並んでこぼしてしまったとか何とかってそういうこともいろいろな可能性が出てくるわけですよ。

それはいろいろなことを調べた上で、私は慎重に対処するべきではないかなと。個々人がどうしても体を気遣ってということならば、先ほど議長も申し上げていましたけれども、退室されて、それで水を飲んでくるとかそういうこともできますし、今それを何か議場で全部オーケーとするというのは、あまりふさわしくないような、すみません、古い人間なので、少しいかなものかというふうに思いますので、それは慎重に私は考えていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ですから、今言いましたように、これは今いろいろなご意見を伺いました。それで、正副議長もここにいらっしゃってその話を聞いているということでもありますので、正副議長にこの件は一任をさせていただいて、どういう形で、どこでやるのか。そういうことも含めてそのときにお話をさせていただきたいと思っておりますので、そのようにご理解をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大沢委員

はい。

○石田（秀）委員長

いいですね。

○大沢委員

いいです。

○工藤区議会事務局長

すみません。少し補足がございます。追加で補足をさせていただきます。

私から、予算要望に関わることで、報告をさせていただきます。決算特別委員会に向けて、第1委員会室の音響設備の整備を行いましたので、ご報告をいたします。

以前、当委員会でアクリル板により、理事者等の発言が聞こえにくいとのご意見がございまして、その後事務局で検討をし、次年度予算での対応とせず今年度予算で、従来よりも大きな音が出るスピーカーに交換して、改善を図ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

よろしいですね。

それでは、以上で本件を終了させていただきます。

5 品川区議会防災訓練について

○石田（秀）委員長

次に予定表5の品川区議会防災訓練についてを議題に供します。

本件につきまして、議長より説明願います。

○本多議長

本年の区議会における防災訓練につきましては、12月9日木曜日、第4回定例会最終日の閉会後に議場にて実施する方向で考えております。訓練内容の詳細はまだこれから詰めますが、まずは日程だけ確保させていただきたく、お知らせをさせていただきました。

ご確認をお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

よろしいですね。

それでは、本年の品川区議会防災訓練は12月9日に実施をいたしますので、各会派内での周知をよろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

6 その他

(1) 東京都道路整備事業推進大会等について

(2) 政務活動費について

(3) CATVの放送について

(4) その他

○石田（秀）委員長

次に予定表6、その他を議題に供します。

まず(1)東京都道路整備事業推進大会等についてから(4)その他までの4件を一括して議題に供します。

それでは、局長より一括して説明願います。

○工藤区議会事務局長

それでは順にご説明いたします。

まず(1)東京都道路整備事業推進大会等について、口頭になります。本年の第32回大会につきましては、既に8月18日に開催された建設委員会で書面にて開催することが報告されておりますが、9月に開催方法について、昨年同様の方法にて執り行うとの通知がまいりました。今後建設委員会にてその対応が確認される予定となっております。

また、6月28日に書面開催されました第58回河川改修促進連盟総会および促進大会の決議結果が届いておりますので、議会運営委員会終了後、各議員に配付をさせていただきます。

続きまして、(2)政務活動費についてでございますが、こちらは予定表に記載のとおりでございます。第2期分の収支報告書の提出期限を10月29日の金曜日。第3期分の請求書の提出期限を9月17日金曜日、交付日を10月8日金曜日と予定してございます。

請求書につきましては、議会運営委員会終了後に配付をさせていただきます。

なお、政務活動費の適正な支出のために基準にのっとり毎回ご報告を頂いているところですが、その際には科目ごとの合計金額が合っているのか。また、領収書を受領する際には、日付、宛名等必要な事項が記載されているのか。こういったところを改めてご確認の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

それから(3)CATVの放送についてですが、資料No.16をご覧くださいと思います。決算特別委員会の総括質疑の中継番組表になってございまして、10月15日の総括質疑の放送につきましては、1回目が10月22日金曜日。再放送が2日後の10月24日日曜日ということで、表に記載の順番で放送を予定しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、(4)のその他で2件ございます。1点目。予定表に記載しておりますが、放送設備の点検の連絡が入っております。9月25日土曜日の午前8時から午後6時ということで、ほぼ1日でございますが、こちらについて、点検がありますため、控室に点検の作業で立ち入る場合がございますので、ご協力を頂ければと思います。

それから2点目。Jアラート情報伝達試験の放送ですけれども、予定表に記載しておりますが、10月6日水曜日午前11時に決算特別委員会中にあたりますが、放送が入る予定です。あらかじめご了承くださいと思います。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。ただいまの説明に何かご質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、ないようですので、ほかにその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

なければ以上で本件を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

次の開催は、10月19日火曜日午前10時30分から予定しております。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時26分閉会